

（制動灯）

**第四十二条** 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十九条の規定並びに細目告示第五十六条、第百三十四条及び第二百十二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、制動灯を後面に一個備えればよい。

二 制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 制動灯は、昼間にその後方百メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の五倍以上となる構造であること。

ハ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。

ニ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向四十五度の平面及び制動灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

三 制動灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同号ニに係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号に掲げた性能のうち同号ニの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には、当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置。以下本項中同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。以下本項中同じ。）を操作している場合のみ点灯する構造であること。ただし、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において八十キロメートル毎時（最高速度八十キロメートル毎時未満の自動車にあっては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が、二・二メートル毎平方秒以下である補助制動装置にあっては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられて

いること。

ニ 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、ロ及びハに規定するほか、第三十七条第一項第三号ニ及びホの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された軽自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車	第一号

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第一号	後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、制動灯を後面に一個備えればよい。	後面には、制動灯を備えなければならない。
	第二号ロ 第三号ニ	五倍以上 第三十七条第一項第三号ニ及びホ	二倍以上 第三十七条第一項第三号ホ
二 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第二号イ 第二号ハ	百メートル 赤色	三十メートル 赤色又は橙色
三 昭和三十五年四月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車	第一号	の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、制動灯を後面に一個備えればよい。	（幅二メートル以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車にあっては、後面の両側）には、制動灯を備えなければならない。

四 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車	第二号ロ 第三号ロ	五倍以上 上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）	三倍以上 中心の高さが地上二メートル以下
五 平成八年二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第三号ロ	上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）	上縁の高さが地上二・一メートル以下
六 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第二号イ  第二号ニ	あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向	あること。 制動灯は、後方十メートルの距離における地上二・五メートルまでのすべての位置からその照明部を見通すことができるように取り付けられたものであること。

	<p>第三号</p>	<p>四十五度の平面及び制動灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。 性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号に掲げた性能のうち同号ニの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とする。）</p>	<p>性能</p>
--	------------	---	-----------

- 4 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車については、第一項第三号イの規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える制動灯は、主制動装置を操作している場合に方向の指示をしていない側においてのみ点灯する構造とすることができ、非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える制動灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、消灯する構造とすることができ。
- 5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。
- 6 平成二十年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添九十四2・3・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示別添九十四2・3・1の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・9・3・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第三百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・9・3・1・の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添七十3・7・の規定は、適用しない。
- 9 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十六条第一項、別添五十二2・13・及び別添七十3・5・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第五十六条第一項、別添

五十二・2・13・及び別添七十・3・5・の規定に適合するものであればよい。

- 10 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二・3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二・3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二・3・7・1・2・2・及び3・27・の規定は、適用しない。
- 13 保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。